

## 【新型コロナウイルス関連】春休み期間中の就職関連対応について

昨今の新型コロナウイルス感染拡大に関連して、海外の感染症危険情報等も出てきています。4月からの入社を控え準備に余念がない学生、入社前の春休みを利用し帰国している留学生、今月から本格的な就職活動に取り組み始める3年生、皆さんにとっては日々変化する情報や就職に対する影響に戸惑いがあると思います。しかし、学生の皆さん自身の感染が疑われる場合や今後の状況により渡航制限等が出た場合などは、様々なことに支障が出てきます。以下の点に注意・確認のうえ行動してください。

### 4年生（2020年3月卒生）

#### ●（日本人学生・留学生）内定を獲得し、就職先が決まっている学生

3月の研修日（実施する企業のみ）や4月の初出勤日等、出社を命ぜられている日があると思います。その日に連絡なく出社しないと大変な問題になります。もし体調不良や渡航制限等で出社が困難な場合、できるだけ早く先方に報告する必要があります。

【対応】担任教員やキャリアセンターに連絡し、出社に問題がないかの確認を行い、もし出社が困難な場合は、至急就職先に状況報告と今後の対応の相談の連絡（原則、メールではなく電話が望ましい）を行ってください。

#### ●（留学生）就職先が決まっておらず、卒業後も日本で就職活動を続けることを希望している留学生

留学から特定活動9号への在留資格変更の手続きが必要です。入管に提出する書類準備、大学の推薦状発行、その上での審査（特に問題のない場合で通常2週間～1か月必要）後の資格変更許可となります。個人差はありますが3月卒業の場合、一般的には5～6月頃が在留期限です。その期限内に入管で在留資格変更手続きが完了する必要があります。

【対応】卒業後も日本で就職活動を続けることを希望している場合、担任教員にいつ頃日本に戻ってこれそうか（在留資格変更手続きが間に合いそうか）等を連絡し、期限内に手続きが完了できるよう指導を受け行動してください。

### 3年生（2021年3月卒生）

#### ●一般企業志望者

リクナビ、マイナビなどをはじめとした就活支援サイトが軒並み合同企業説明会等の就職イベントの中止・延期を行っています。それに伴い、代替手段等を講じて就職活動を継続していれば問題ありませんが、就職活動が休眠してほとんど何もしていないような場合、挽回不能な出遅れを喫してしまうことになります。すぐに就職活動を再開してください。

【対応】担任教員に就職活動状況の報告を行う。もし、活動できていない場合は、ポータルサイトのお知らせ、または、大学のエレベーター内の掲示を確認の上、すぐに行動してください。

#### ●春休み中のインターンシップ・実習・見学等の参加予定者（2年生も含む）

自分が申し込んだインターンシップを無断で休むのは、例え本人に非はなくとも言語道断です。体調の不良や渡航制限のため帰国しての参加が困難な場合は、学生本人が至急、断りの連絡をする必要があります。

【対応】担任教員やキャリアセンターに参加できるか否かについて相談し、もし参加が困難な場合は、至急インターンシップ（実習・見学）先に状況報告（原則、メールではなく電話が望ましい）を行ってください。

以上